

橋本薬局	732-0822	広島市南区松原町9-1	082-261-1032
ジャスコ字品店薬局	734-0003	広島市南区字品東6-1-15	082-250-8232
トワニー薬局	734-0001	広島市南区出汐1-12-25	082-254-1002
アイティ薬局	732-0814	広島市南区段原南2-8-14	082-262-5516
商工センター薬局	733-0841	広島市西区井口明神1-14-49	082-277-5088
(有)OK堂薬局	733-0011	広島市西区横川町2-8-3 シティー・ハイツオキタ1F	082-234-4443
ひまわり薬局	733-0024	広島市西区福島町1-22-7	082-531-1151
有限会社ペンギン薬局	733-0023	広島市西区都町21-3	082-503-4617
佐々木薬局	731-0113	広島市安佐南区西原5-20-4	082-874-1885
栗岡共栄薬局	731-1142	広島市安佐北区安佐町飯室1498-2	082-835-0777
ふじ薬局	731-0212	広島市安佐北区三入東1-31-26	082-818-1221
コスモス薬局 勝木台店	731-0233	広島市安佐北区亀山西1-2-1	082-819-3550
株式会社PMC企画 たんぼば薬局	731-5141	広島市佐伯区千同1-25-35	082-924-3411
ユアヘルス薬局	731-5125	広島市佐伯区五日市駅前1-4-5 五日市福屋1F	082-925-0317
サルーテ薬局	731-5127	広島市佐伯区五日市4-14-9-2	082-943-8343
栗岡共栄薬局 水内店	738-0603	広島市佐伯区湯来町大字下字久賀市994	0826-25-1235

訪問看護事業者名簿（指定自立支援医療機関）
 区別医療機関コード順（3か所）H18. 6. 1現在

医療機関名称	郵便番号	所在地	電話番号
土谷訪問看護ステーション出汐	734-0001	広島市南区出汐一丁目7番16号	082-250-1577

I GL訪問看護ステーション	739-1700	広島市安佐北区あさひが丘三丁目18番13-7-101号	082-810-4678
クローバー訪問看護ステーション	731-5133	広島市佐伯区旭園10-3	082-925-6222

広島市告示第350号

平成18年6月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 コープ温品
 (2) 所在地 広島市東区温品七丁目885番1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名（名称）	代 表 者 （法人の場合）	
生活協同組合 ひろしま	理事長 林 辰也	広島市西区草津港二丁目8番42号
コロちゃん 株式会社	代表取締役 小竹 守	岐阜県恵那市大井町2711番地の142
株式会社 ホワイット舎	代表取締役 沢崎 卓児	広島県安芸高田市吉田町常友364番地

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名（名称）	代 表 者 （法人の場合）	
生活協同組合 ひろしま	理事長 林 辰也	広島市西区草津港二丁目8番42号
株式会社 ホワイット舎	代表取締役 沢崎 卓児	広島県安芸高田市吉田町常友364番地

3 変更年月日

平成18年3月31日

4 届出年月日

平成18年5月10日

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所市民部政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成18年6月1日から平成18年10月2日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成18年10月2日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

広島市告示第351号

平成18年6月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルショク船越店
- (2) 所在地 広島市安芸区船越南二丁目1877番1号 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- （変更前） 有限会社岡本興産
代表取締役 岡本 精
広島市安芸区船越六丁目3番31号
- （変更後） 有限会社岡本興産
代表取締役 岡本 幹雄
広島市安芸区船越六丁目3番31号

3 変更年月日

平成15年3月12日

4 届出年月日

平成18年5月26日

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成18年6月1日から平成18年10月2日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成18年10月2日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

広島市告示第352号

平成18年6月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 コーブ高陽
- (2) 所在地 広島市安佐北区口田南八丁目2番16号 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者		住所
氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
生活協同組合 ひろしま	理事長 林 辰也	広島市西区草津港二丁目 8番42号
株式会社 金正堂	取締役社長 山本 秀明	広島市中区本通5番9号
有限会社	代表取締役	広島市佐伯区五日市五丁目

ハンス	小田 倆	11番21号
谷村 美登里		広島市南区段原日出町 22番28号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名(名称)	代 表 者 (法人の場合)	
生活協同組合 ひろしま	理 事 長 林 辰也	広島市西区草津港二丁目 8番42号
株式会社 中四国ワッツ	代表取締役 平岡 史生	岡山県岡山市下中野1223番1
有限会社 ハンス	代表取締役 小田 倆	広島市佐伯区五日市五丁目 11番21号
谷村 美登里		広島市南区段原日出町 22番28号

3 変更年月日

平成18年4月6日

4 届出年月日

平成18年5月10日

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部市政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成18年6月1日から平成18年10月2日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成18年10月2日

(2) 提 出 先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

~~~~~  
広島市告示第353号

平成18年6月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成17年9月27日付けで届出された下記の大規模小売店舗に関する届出事項等について、同法第8条第4項の規定により大規模小売店舗の設置者に対し、周辺の地域の生活環境の保持の見地から広島市の意見を述べましたので、同法第8条第6項の規定に基づき、その概要を公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アクロスプラザ高陽
- (2) 所在地 広島市安佐北区深川五丁目1710番 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者

大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉 正宏  
東京都台東区上野七丁目14番4号

## 3 広島市の意見の概要

- (1) 入庫待ち車両による滞留など、県道の渋滞が生じないようにするため、具体的かつ実効性のある対策を行うこと。
- (2) バス停車帯の中に店舗出入口が設定されているが、バスの運行の妨げとならないよう、具体的かつ実効性のある対策を行うこと。
- (3) 公共交通機関や自転車など、自家用車以外の交通手段による来店客の利便性を図るため、具体的かつ実効性のある対策を行うこと。
- (4) 来店経路が大きく迂回し、周辺生活道路に来店車両が進入する可能性が高いため、周辺生活道路への進入防止策について、具体的かつ実効性のある対策を行うこと。
- (5) 「浄水場入口交差点」及び「根の谷川橋南交差点」の交差点飽和度が「0.9以下」となるように、具体的かつ実効性のある対策を行うこと。
- (6) 店舗敷地内において、歩行者・自転車利用者の動線と来店車両の動線を分離するため、専用通路や横断歩道を設けるとともに、誘導案内を表示すること。
- (7) 駐輪場№1の位置が店舗出入口付近にあり、来店客車両の円滑な出入庫に影響を与える可能性があるため、駐輪場№1の位置を見直すこと。

その他の駐輪場についても、歩行者の安全確保や混雑防止の観点から、位置を見直すこと。

- (8) 店舗駐車場を通る里道について、道路性の有無を含めた取り扱いの明確化と、取り扱いに応じた安全対策を行うこと。

## 4 広島市の意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

## (1) 縦覧場所

- ア 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済局経済振興課
- イ 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部市政振興課

## (2) 縦覧期間

平成18年6月1日から7月3日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

(3) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第354号

平成18年6月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成17年9月27日付けで届出された下記の大規模小売店舗の設置について、広島市は当該大規模小売店舗の設置者に対し、同法第8条第4項の規定に基づく意見のほかに要請を行いましたので、その内容を公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アクロスプラザ高陽

(2) 所在地 広島市安佐北区深川五丁目1710番 外

2 大規模小売店舗を設置する者

大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉 正宏  
東京都台東区上野七丁目14番4号

3 広島市の要請の概要

(1) 「大規模小売店舗立地連絡調整会議」の指摘事項及び「大規模小売店舗立地協議会」の意見に対する回答を早急に行い、市関係課・県警と協議すること。

特に、交通協議は、これまでに指摘された課題も含め、最優先に問題解決に取り組むこと。

(2) 別紙「大規模小売店舗立地の際に配慮していただきたい項目」の中から可能な限りの取組みを計画に加えること。

(3) 周辺の生活環境に配慮し、特に深夜・早朝の静穏な生活環境の保持のため、騒音対策の実施を徹底すること。

(4) 店舗内及び店舗敷地内における防犯対策、特に、夜間の営業にあたっての防犯対策及び小売店舗閉店後の駐車場管理を徹底すること。

(5) 青少年の教育環境に配慮して、店舗運営にあたっては、青少年の非行につながるがないようにすること。

(6) 豊かなまちづくりへの貢献の一環として、地域の祭りやイベントへの参加、地域団体への積極的な加入などを前向きに検討すること。

(7) 都市計画法等の他法令で申請手続きが必要なものについては、各関係課・関係機関と詳細な協議をして各手続きを的確に行うとともに、届出書及び添付書類に変更がある場合は、速やかに所定の手続きを行うこと。

(8) 開店後に交通対策の実施結果を報告すること。

また、その他の配慮事項（騒音等）についても状況を把握するとともに、店舗周辺の生活環境に配慮した対応を実施すること。

なお、配慮事項以外の事項についても、周辺生活環境の保持に関連して、本市が大規模小売店舗立地法第14条の規定に基づく報告を求めた場合、報告すること。

(9) 来店車両が周辺の生活道路に進入する可能性が高いので、開店後しばらくして、地域住民との話し合いの場を設けるこ

と。

4 広島市の要請の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

ア 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

イ 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部市政振興課

(2) 縦覧期間

平成18年6月1日から7月3日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

(3) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

別紙 略

広島市告示第355号

平成18年6月1日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                      | 所 在 地               | 開設者氏名                                       | 指定年月日         |
|--------------------------|---------------------|---------------------------------------------|---------------|
| 山本整形外科<br>クリニック          | 広島市南区青崎二丁目4番20号     | 医療法人<br>健真会<br>理事長<br>山本健之                  | 平成18年<br>5月1日 |
| 松田病院                     | 広島市南区翠四丁目13番7号      | 医療法人<br>翠星会<br>理事長<br>松田文雄                  | 平成18年<br>5月1日 |
| 八丁堀パセリ<br>薬局             | 広島市中区八丁堀12番10号      | 有限会社ア<br>スリーム・コ<br>ーポレーション<br>代表取締役<br>向井光章 | 平成18年<br>5月9日 |
| こうの脳神経<br>外科クリニッ<br>ク    | 広島市中区西白島町16番17号     | 医療法人<br>広翔会<br>理事長<br>河野宏明                  | 平成18年<br>5月1日 |
| しらたきクリ<br>ニッ             | 広島市佐伯区八幡二丁目6番16号    | 医療法人<br>青葉会<br>理事長<br>白瀧正昇                  | 平成18年<br>5月1日 |
| わたなべ耳鼻<br>咽喉科・アレ<br>ルギー科 | 広島市安佐南区東原一丁目1番2号403 | 渡部 浩                                        | 平成18年<br>6月1日 |